

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：2018年11月7日

担当部署：産業開発・公共政策部

民間セクターグループ第一チーム

<p>1. 案件名</p>
<p>国名：ミャンマー国                  案件名：産業競争力強化に向けた投資振興プロジェクト                  Project for Promoting Investment for Enhancing Industrial Competitiveness</p>
<p>2. 協力概要</p>
<p>(1) 事業の目的                  本事業は、投資振興及び各種産業振興施策の実施を通じて、投資誘致促進及び外国直接投資と国内産業の連関強化を図り、対象産業のサプライチェーン／バリューチェーンを強化することにより、もってミャンマー国内の産業の競争力強化に寄与する。</p> <p>(2) 調査期間                  2019年3月～2024年5月(計63ヶ月)</p> <p>(3) 総調査費用 約 8.48 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関                  計画財務省投資企業管理局(以下、DICA)、工業省(以下、MOI)、商業省(以下、MOC)</p> <p>(5) 計画の対象(対象分野、対象規模等)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 対象分野:民間セクター開発(投資促進、産業振興)                      なお、対象産業は素形材、繊維、食品加工産業とする。</li> <li>2) 対象地域:ヤンゴン・マンダレー及びミャンマー全域</li> <li>3) 裨益者:ミャンマー政府投資促進・産業振興施策立案・実施関係者、ミャンマー国内民間企業・団体</li> </ol>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p>
<p>(1) 現状及び問題点                  ミャンマー連邦共和国(以下、ミャンマー)においては、2011年4月の総選挙以降、民主化・市場経済化に向けた積極的な取組みを進めており、民主化への制限の緩和や、経済開放を推進するための金融セクター改革、貿易障壁の緩和などの政策を相次いで打ち出し、国家の復興と開発に向け、社会インフラの整備等に取り組んでいる。</p> <p>ミャンマー政府は、雇用創出や国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資(以下、FDI)の誘致を重視しており、経済特別区(以下、SEZ)法の制定(2011年1月27日発効)の他、投資環境改善に向けた外国投資法の制定(2012年11月2日発効)及び同法の施行細則の制定(2013年1月発効)等の法制度整備を進めてきた。2014年1月には改正SEZ法が成立し、同法の施行細則についても2015年8月に発効された。また、2016年10月には、外国投資法とミャンマー市民投資法を統合した新投資法が成立し、2017年3月には新投資法細則も発効された。更に、2017年12月には、1914年に施行された旧会社法に代わる新会社法が成立、2018年8月に細則が発効された。2018年7月には「長期外国投資促進計画(Long-term Foreign Direct Investment Promotion Plan(以下、FDIPP))」の改訂版である「ミャンマー長期投資促進計画(Myanmar Investment Promotion Plan(以下、MIPP))」が閣議にて承認された。</p> <p>上記のような施策を通じ、FDIの順調な増加が期待されるものの、世界銀行グループのDoing Business 2018ではミャンマーはビジネス環境においては調査対象国190カ国中171位と下位にランク</p>

付けされている。各種許認可取得や契約執行手続きの煩雑さ等に代表される様々なビジネス阻害要因が存在しており、FDI 誘致の妨げとなっている。また国内産業の競争力が弱く、外資企業とのリンクはなかなか進んでいない。国内産業の振興に関し、2013 年 1 月に大統領を議長とする中小企業振興中央委員会及び副大統領委員長とする中小企業振興実行委員会が設置された。2012 年には工業省内に中小企業センターが設置され（2014 年には中小企業振興部への改組）、全国 50 か所にサブオフィスが設置されるなど、地域格差を回避し地方部も含め均衡のとれた経済成長を図る観点から、具体的な支援策が開始されている。加えて、2015 年 4 月には中小企業振興法も発効した。しかし、これら枠組み等を活用し国内産業の競争力強化を進めるためには、工業省ならびに商業省において FDI とのリンクを意識した国内産業振興計画策定・実行能力の強化を行う必要がある。

JICA はこれまで計画財務省投資企業管理局（Directorate of Investment and Company Administration（以下、DICA））において、「長期外国投資促進計画（Long-term Foreign Direct Investment Promotion Plan（以下、FDIPP））」の策定支援、「投資振興アドバイザー」の派遣（2014 年 3 月～現在）、「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」（2016 年 9 月～2018 年 4 月）を実施している。工業省においては、2012 年から「経済改革支援調査」（2015 年 9 月終了）を実施し、現在「産業振興機能強化プロジェクト」（2016 年 2 月～2019 年 2 月）を実施している。また、商業省、商工会議所連盟を主なカウンターパートとする「ミャンマー日本人材開発センタープロジェクト」を 2013 年に開始するとともに、「中小企業金融強化事業」を通じて、中小企業に対する設備投資資金等の融資を行った。加えて、商業省においては、「ミャンマー貿易実務能力向上支援調査」（2012 年 12 月～2014 年 3 月）及び「ミャンマー国貿易振興体制情報収集・確認調査」（2015 年 3 月～2016 年 1 月）を実施すると共に、現在上記「投資促進・輸出振興にかかる情報収集・確認調査」においても支援を行っている。

これらの状況を踏まえ実施する本プロジェクトは、投資誘致の更なる促進を図るとともに、外国直接投資と国内産業の連関を強化し、一貫性のある各種政策・施策策定を推進していくことにより、持続的な経済成長の実現に資するものである。

## （2）相手国政府国家政策上の位置づけ

2016 年 3 月発足の新政権は、2016 年 7 月に経済政策、同 11 月に投資政策を発表した。

経済政策においては、人間中心の開発、包摂的経済発展を重要なキーワードとし、雇用創出や州・地域間の公平な発展、全国民が参加する経済システムが必要であると位置づけ、堅実な財政運営や行政の効率化、金融・通貨の安定、電力・物流を含むインフラ整備、外国投資の促進、工業と農業の均衡ある発展、が謳われている。

投資政策においては、責任ある外国投資を歓迎する旨を掲げ、奨励事業として以下の業種を取り上げている。(a) 農業関連産業（域内・国際サプライチェーンにリンクし、生産性向上・高付加価値化を支える投資）、(b) 技術移転・国内生産化を可能とする事業、(c) 中小企業振興支援事業、(d) 迅速なインフラ開発投資、(e) 雇用機会を創出し、人的能力開発を支援する職業教育・訓練を提供する投資、(f) 経済的に開発の遅れた地域への投資、(g) 産業都市・クラスター開発への投資、(h) 観光関連投資。

さらに 2018 年に閣議承認された MIPP は、2032 年までの中所得国化並びに 2035 年までの継続的な経済成長のために必要な質が高く責任ある外国投資を、以下のビジネス環境基盤の改善により実現することを目的とし、投資促進委員会を通じて実行することとしている。(a) 投資関連政策・制度、(b) 投資促進のための体制強化、(c) インフラ開発、(d) ビジネス関連制度、(e) 地場産業と人的資源。

また、2015 年に発表された中小企業開発政策では、中小企業がビジネスを進めやすい環境を整備するとともに、中小企業向けに研修、アドバイザーサービス等を提供し、金融機関との連携により中小企業の資金アクセスの向上を図るとされており、これにより、中小企業によるイノベーションを誘発し、多国籍企業等とのリンクを強化することも目指している。2016 年 2 月には産業政策が発表され、中小企業開発政策に盛り込まれている項目以外にも、研究開発の促進、インフラ整備等を政策目標として掲げている。

本事業は、これらのミャンマー政府の政策に沿って実施されるものである。

### (3) 他国機関の関連事業との整合性

英国国際開発省 (The Department for International Development (以下、DfID)) は、Doing Business Reform Fund を通じて、貿易と投資を促進するための「Trade and Investment (仮名)」プロジェクトを国際貿易センター (International Trade Centre (以下、ITC)) を実施機関として実施予定 (2018 年～2020 年)。本事業と同様に、産業振興 (主に貿易促進) と投資促進を一体的に進めていく方針であり、随時情報・意見交換を行うことで、双方のプロジェクトの相乗効果を高めることが期待される。

国際金融公社 (International Finance Corporation (以下、IFC)) は、新投資法・同法規則等の策定支援に加え、ミャンマーにおける企業登録を一本化 (DICA が窓口) するシステム「ミャンマー Business ID」の構築を目指した協力を実施しており、本事業の DICA のワンストップサービス (以下、OSS) の改善等とも連携することが求められる。また Doing Business の指標のうち、建築許可と貿易手続きに関する支援も実施しており、ビジネス環境整備の観点から連携していく必要がある。

ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (以下、GIZ)) 及び韓国国際協力団 (Korea International Cooperation Agency (以下、KOICA)) は工業省傘下の職業訓練施設である ITC に対する、技術指導、機材供与を実施している。本事業のパイロットプロジェクトにおける、ミャンマー企業に対する技術指導において、ITC と連携することで、より効果的に技術力向上支援を行うことが期待できる。また GIZ は Myanmar-EU Trade Helpdesk を商業省内 (ヤンゴン) に設置するとともに、Trade and Business Promotion Task Force of Myanmar に対する運営・戦略の助言等も実施している。

### (4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別分析ペーパー上の位置づけ

我が国の対ミャンマー連邦共和国経済協力方針 (2012 年 4 月) では、「Ⅱ. 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」及び「Ⅲ. 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」が協力方針として定められている。本事業で取り上げる、投資振興を通じた産業振興を担う組織機能の強化や人材の能力向上は、同方針に合致する。また、2015 年 7 月の日本・メコン地域諸国首脳会議に際して行われた日ミャンマー首脳会談の場でミャンマー側に提示されたミャンマー産業発展ビジョンにおいても、産業振興、ビジネス環境整備、人材育成の必要性が示されているほか、日ミャンマー協力プログラム (2016 年 11 月) においても「都市部の製造業集積・産業振興」が 9 の柱の 1 つに位置付けられており、本事業はこれらの我が国の取り組みの方向性と合致している。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 調査項目

1. ミャンマー投資促進計画 (MIPP) 実施支援
  - 1-1 MIPP 実施の枠組みとして設立される投資促進委員会 (Investment Promotion Committee 以下、IPC) の下設置される各種タスクフォースの立上げ支援
  - 1-2 IPC における MIPP 全体の実施に係る協議の促進、及び既存の民間セクター開発に関する枠組みとの連携・調整に係る支援
2. 投資促進のための組織能力強化
  - 2-1 MIPP に基づく、投資促進機関の能力強化に係るアクションプランの策定
  - 2-2 以下のような上記アクションプランの実施促進
    - 投資プロモーション活動
    - 投資関連規則の明確化、及び投資家保護の推進
    - 各種投資関連手続き、及びワンストップサービス (OSS) の改善
    - 各種投資家サポート活動の推進
    - 独立した投資促進機関の設立に向けた提言

3. 対象産業にかかる調査の実施及び産業振興計画の策定、並びにビジネス環境改善に向けた政策提言
  - 3-1 対象産業における外資企業の投資判断の要因や、サプライチェーン強化及び現地調達拡大にかかるニーズ・課題の特定
  - 3-2 対象産業におけるミャンマー企業の現状・課題の整理
  - 3-3 上記 3-1 及び 3-2 を踏まえた投資・輸出促進に係る施策を含む対象産業の振興計画の策定
  - 3-4 上記 3-1～3-3 に基づく、対象産業の振興に資するビジネス環境改善に必要な施策の提言、及び同施策の実施促進
4. 対象産業におけるミャンマー企業の能力強化及び FDI とのリンケージ強化に向けた各種パイロット事業の実施、及び今後の産業振興計画に係る提言
  - 4-1 上記 3-1～3-4 の分析及び結果を踏まえた、対象産業のサプライチェーンの強化、及び FDI とのリンケージ強化に向けたミャンマー企業の能力強化にかかるアクションプランの作成
  - 4-2 上記 4-1 に基づく、パイロットプロジェクトの実施（生産機材導入のための融資の実現に向けた支援とのマッチング、経営指導、技術指導、マーケティングに係る助言、貿易実務に係る助言、輸出促進、ビジネスマッチングの実施等）
  - 4-3 パイロットプロジェクトの教訓に基づく、アクションプランの見直し、及び今後の対象産業の振興計画策定に関する提言

(2) アウトプット（成果）

- MIPP の実施が促進される。
- 投資促進機関の能力強化に関するアクションプランが策定され、同機関の能力が強化される。
- 対象産業の振興計画が策定され、ビジネス環境が改善される。
- ミャンマー企業と FDI のリンケージ強化のためのアクションプランが策定され、ミャンマー企業の能力が強化される。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント

- 総括／投資・産業振興政策
- ビジネス環境改善戦略／投資誘致・マーケティング
- ワンストップサービス整備（投資許可・モニタリング、法務、環境、建築、輸出入、税関、税務、物流、IT、各種許認可手続き）
- 組織運営／人材育成
- 産業振興／バリューチェーン強化
- バリューチェーン分析・市場調査
- 産業競争力強化／外資・国内企業間連携促進
- 生産技術／品質管理
- 経営管理／5S・カイゼン
- 業務調整／研修計画

計 150.95 M/M

(b) その他 研修員受入れ

本邦研修、ASEAN 主要国におけるスタディ・ツアー

5. 協力終了後、提案計画により達成が期待される目標

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資促進にかかる施策立案、実施に関する機能・運営体制が強化される</li> <li>・ 産業競争力強化に資する各種政策・施策（投資促進・産業振興・ビジネス環境改善）が実施・検証され、その成果・教訓が次期政策・施策に反映される。</li> <li>・ FDI のニーズに沿った国内産業が育成され、リンケージが強化される。</li> </ul>
<b>6. 外部要因</b>
<p>(1) 協力相手国内の事情</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 政権内部事情により、産業振興に関連する当該分野／提案事業の優先度が低下しない。</li> <li>➢ 周辺国を含めた政情の悪化や自然災害等により政治経済環境の急激な変化が起こらない。</li> <li>➢ 国際経済において大規模な景気後退が生じない。</li> </ul> <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ 特になし</p>
<b>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮</b>
<p>本プロジェクトの中で実施する各種調査や施策策定のプロセスにおいて、貧困層に対する影響につき、所得向上や雇用創出に対する波及効果に十分配慮した上で、個々の施策案を作成する。</p>
<b>8. 過去の類似案件からの教訓の活用</b>
<p>① カンボジア「カンボジア開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト」(2011年3月～2013年2月)では、行政サービスの強化にあたっては、サービス利用者実際に接して利用者の声を聞くことがカウンターパート(以下、C/P)メンバーのモチベーションを高めるうえで重要な役割を果たしたこと、また他国のモデルとなるベスト・プラクティスを選定し、ベンチマーキングを行うことがC/Pメンバーの理解を深めるうえで効果があったことが指摘されている。本案件においては、ビジネス環境整備やOSSの整備においてサービス利用者の視点に立った運用体制構築を図るとともに、近隣諸国への第三国研修を通じてC/Pの理解増進を図ることとする。</p> <p>② ベトナム「中小企業支援機能強化プロジェクト」(2011年8月～2014年8月)では、政策策定については初期段階からサポートすること、また関係機関間の連携促進においては各機関の役割を明確化すること重要であること、また事業実施にあたっては、政策策定部分に注力するのではなく施策実施支援を組み合わせ、施策実施支援の結果を政策策定プロセスにインプット出来る形で整理することが望ましいことが指摘されている。本事業においては各政策の策定スケジュールを十分に確認し適切なタイミングでのインプットを図ること、関係機関間の役割分担や連携方法の明確化を図りながら活動を実施すること、また各活動を具体的な施策実施の事例と捉え、実際の施策実施の具体化のプロセスを支援し、当該支援を通じて得られた成果・課題を、政策実施ツールの更なる検討及び次期政策の立案支援に活かしていく枠組みとする。</p>
<b>9. 今後の評価計画</b>
<p>(1) 事後評価に用いる指標 (提案計画の活用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定された計画、戦略、アクションプラン等の実際の政策、施策への反映状況(計画、戦略、アクションプラン等の件数及び内容)</li> <li>・ FDIとの連携が進んだ企業数</li> <li>・ 投資促進への波及効果(投資件数、投資額)</li> </ul> <p>(2) 上記(1)を評価する方法および時期 事業終了3年後 事後評価</p>